

ガイドライン策定検討会委員構成

健康福祉部障害福祉課

1 検討会の名称

宝塚市障害福祉サービスガイドライン策定検討会

2 委員構成の根拠

宝塚市障害福祉サービスガイドライン策定検討会設置要綱第3条

3 委員構成

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表者等
- (3) 委託相談支援事業者の代表者等
- (4) サービス提供事業者（介護保険サービス事業者を含む。）の代表者等
- (5) 関係行政機関の職員